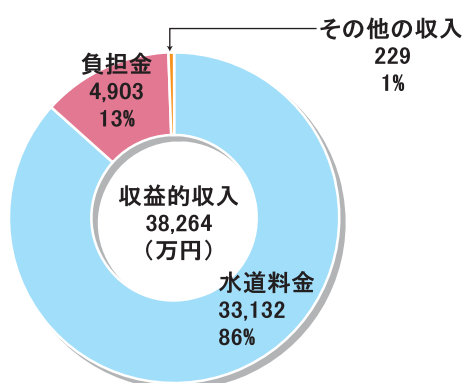


平成23年度 予算のあらまし

水道事業は、お客様からいただく水道料金により運営しており「地方公営企業法」に基づく「独立採算制」を基本として経営を行なっております。
なお、水道事業会計は収益的収支と資本的収支に分けられます。

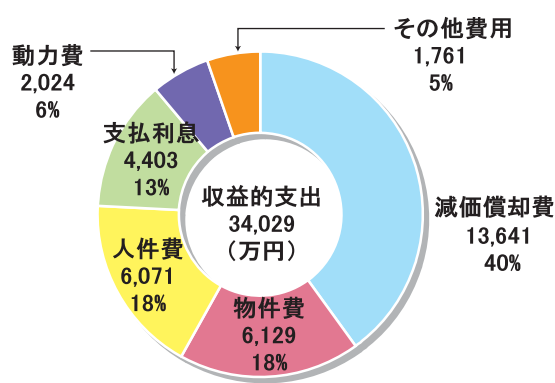
収益的収支

「収益的収支」とは・・・皆さまからいただいた水道料金などの収入と、それでまかなう支出のことです。



○水道料金などの収入

平成23年度の収入は、約3億8,264万円を見込んでいます。主な収入としては、みなさんからいただく水道料金です。

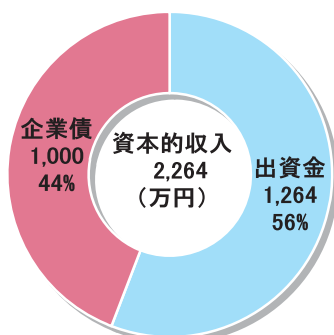


○水道水を届ける費用

いつでも安全でおいしい水をみなさんのところへ送り届けるための費用は、約3億4,029万円です。

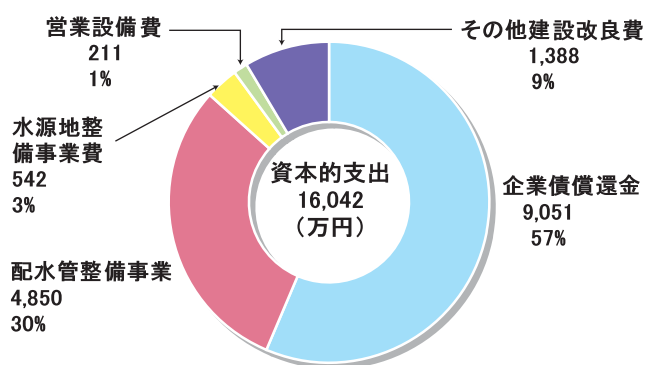
資本的収支

「資本的収支」とは・・・安全安心な水を供給するため、水道管の布設や水道施設の改良費に充てられます。



○資本的収入は約2,264万円

主な収入としては、金融機関等からの借入金（企業債）が1,000万円、一般会計からの出資金1,264万円を見込んでいます。



○資本的支出は約1億6,042万円

企業債の償還金元金が9,051万円、配水管整備にかかる工事請負費が4,850万円、水源地整備に必要な用地購入費として542万円などとなっています。

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,778万円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんします。

天然地下水100%水道水のある暮らし

伊佐市水道事業では、15箇所の水源がありそのほとんどが深層地下水（一部湧水を含む）等の天然地下水を利用しています。さらに水道をご利用いただいている皆様方に安心して安全な水道水を提供するために、水質に関する年間計画を策定し、さまざまな検査を定期的に行っています。



毎日検査状況
水質検査員が毎日、検査を行っています。



毎月検査状況
市水道課職員がサンプルを採取し、委託検査機関により分析を行います。

平成23年度に実施する水質検査

水質検査は、水道法などの法令により定期及び臨時の水質検査が義務付けられています。

伊佐市水道事業では、下記のような水質検査を実施しながら、利用者の皆さまにお届けしています。

○毎日検査（残留塩素、色、濁り）

法令に基づく検査として、市内13箇所の水道水について3項目を毎日検査しています。

○毎月検査

法令に基づく検査として、浄水50項目（年1回）、23項目（年3回）、9項目（年8回）を行っています。

○原水検査（原水：水源からくみ上げたそのままの水）
市水道課の水質検査計画により、市内15箇所の原水を年1回検査します。

○指標菌検査（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）
市水道課の水質検査計画により、市内15箇所の原水を年4回検査します。

○亜硝酸態窒素検査
市水道課の水質検査計画により、市内15箇所の原水を年1回検査します。

※このほか、3年に1回の割合で残留農薬の検査も行っています。

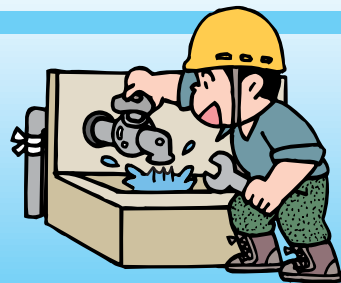
水道水の水質検査結果（平成22年8月12日実施の浄水50項目検査より抜粋）

検査項目		水質基準	水源地別		分類
			大口	菱刈中央	
1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	病原生物
2	大腸菌	検出されないこと	検出されず	検出されず	
3	水銀	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	
4	鉛	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	無機物質・ 重金属
5	ヒ素	0.01mg/L以下	0.002	0.003未満	
6	硝酸・亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.4	0.6	
7	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	一般有機化学物質
8	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
9	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
10	鉄	0.03mg/L以下	0.02	0.01未満	色
11	マンガン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
12	塩化物イオン	200mg/L以下	3.6	3.1	
13	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	30	32	味覚
14	蒸発残留物	500mg/L以下	99	108	
15	有機物等	3mg/L以下	0.3未満	0.3未満	
16	pH値	5.8以上8.6以下	7.2	7.6	基礎的症状
17	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	
18	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	
19	色度	5度以下	1度未満	1度未満	
20	濁度	2度以下	0.5度未満	0.5度未満	
	残留塩素	0.1以上1.0以下	0.20	0.30	消毒

※紙面の都合により2水源のみの検査結果しか抜粋しておりませんが、すべての項目について基準に適合しています。
その他の水源の結果など詳細は、ホームページをご覧ください。

22年度に実施した主な事業

水道事業では、市民の皆さまに24時間安全で安心な水道水を供給するために、さまざまな工事を行っております。工事中は、道路を掘り起こしたり重機類の騒音、さらには通行の規制や断水などたいへんご迷惑をおかけしますが、皆さまの快適な生活を守るための工事です。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。



国道267号配水管新設(大口南中)



菱刈地区滅菌設備改修(6ヶ所) ※写真は北部地区



崎山水源地集中監視整備

【配水管布設】

国道267号配水管新設(1工区)

HI-VPφ150 L=136m

HI-VPφ100 L=30m

DCIPφ150 L=40m

DCIPφ100 L=18m

国道267号配水管新設(大口南中)

HI-VP100 L=428m

DCIPφ100 L=35m

市道大田2号線配水管新設

HI-VPφ75 L=314m

HI-VPφ50 L=7m

市道元町大島線配水管新設

DCIPφ75 L=2m

HI-VPφ75 L=278m

金波田地区配水管新設(1,2工区)

HI-VPφ50 L=420m

HI-VPφ25 L=33m

十曽線配水管新設

DCIPφ100 L=3m

HI-VPφ100 L=326m

【道路改良に伴う移設】

県道南浦築地線配水管移設(1工区)

HI-VPφ150 L=191m

DCIPφ150 L=6m

DCIPφ75 L=12m

国道267号配水管移設

DCIPφ150 L=128m

【老朽管布設替】

湯之尾地区配水管布設替

HI-VPφ75 L=112m

HI-VPφ100 L=77m

石井地区配水管布設替

HI-VPφ75 L=27m

HI-VPφ50 L=315m

HI-VPφ30 L=98m

※ HI-VP：耐衝撃性硬質塩化ビニル管

DCIP：ダクタイル鋳鉄管

【その他事業】

崎山水源地集中監視整備

菱刈地区滅菌設備改修(6ヶ所)

曾木中継ポンプ室送水ポンプ取替

水道修繕センターをご利用ください

漏水などの水道工事は、水道修繕センターを通して直接依頼できるようになっておりますので、お困りの際は下記まで電話をお願いします。

大口地区水道修繕センター 23-5333

菱刈地区水道修繕センター 26-2870



水道課 掲 示 板

水道料金決定から納付の流れ

水道料金は次のような流れを経て、納付いただいております。

6月中に使用された分を例にすると次のようになります。

検針（7月1日から7月10日の間のどこかの日で検針）

検針員がお伺いし、水道メーターの検針を行ないます。結果について検針票でお知らせします。また、漏水の可能性がある場合やメーター取替えについても検針票でお知らせしています。

検針チェック（7月11日から7月22日まで）

検針結果に基づき、異常値のチェックを行い漏水や検針の誤りの有無などを調査し料金を確定します。

※支払い方法により次の2つに分かれます。

現金納付の場合

納付書発行（8月初旬）

毎月末日を納付期限として納付書を発送してお支払いのお願いをします。

現金納付（8月31日まで）

毎月末日までに取り扱い金融機関、コンビニ、市役所で納付ください。

口座振替の場合

口座振替事前手続き（8月19日頃）

毎月20日前後に各金融機関に引き落としデータを送信します。

口座振替（8月25日）

毎月25日にご指定の金融機関から引き落とします。
※振替できなかった場合は翌月の10日に再振替を行います。

水道メーター周りは いつもきれいに

水道メーターは皆さまの水道料金を確認する大切な機器です。定期的に検針したり、有効期限ごとに新しいメーターに取替えます。皆さまのご協力をお願いします。

- ※ メーターボックスの上に物を置かない。
- ※ メーターボックスの内外をきれいにする。（夏場は特に周辺の除草など）
- ※ 犬をメーターボックスの近くにつながない。

水漏れを自分で調べるには？

ご家庭のじゃ口をすべて閉めて水道メーターを確認してください。パイロット（銀色の円盤状のもの）をよく見てください。パイロットが回っていたら漏水の可能性があり



可能性があります。急に水道の使用量が増えたときなどは要注意です。漏水の場合、早急に修理の必要がありますので、ご存知の水道修理業者（指定店）か、水道修繕センター（前頁参照）までご連絡ください。